



資料 1

第 4 回企業取引研究会

令和 6 年 1 0 月 2 4 日

公正取引委員会

中小企業庁

- 1 「下請」という用語の見直し P 2
- 2 下請法の適用基準 P 9
- 3 金型以外の型等の下請法上の取扱い、
型の無償保管に係る課題 P27
- 4 知的財産・ノウハウの取引適正化 P40
- 5 その他の下請法に関する論点 P48

「下請」という用語の見直し

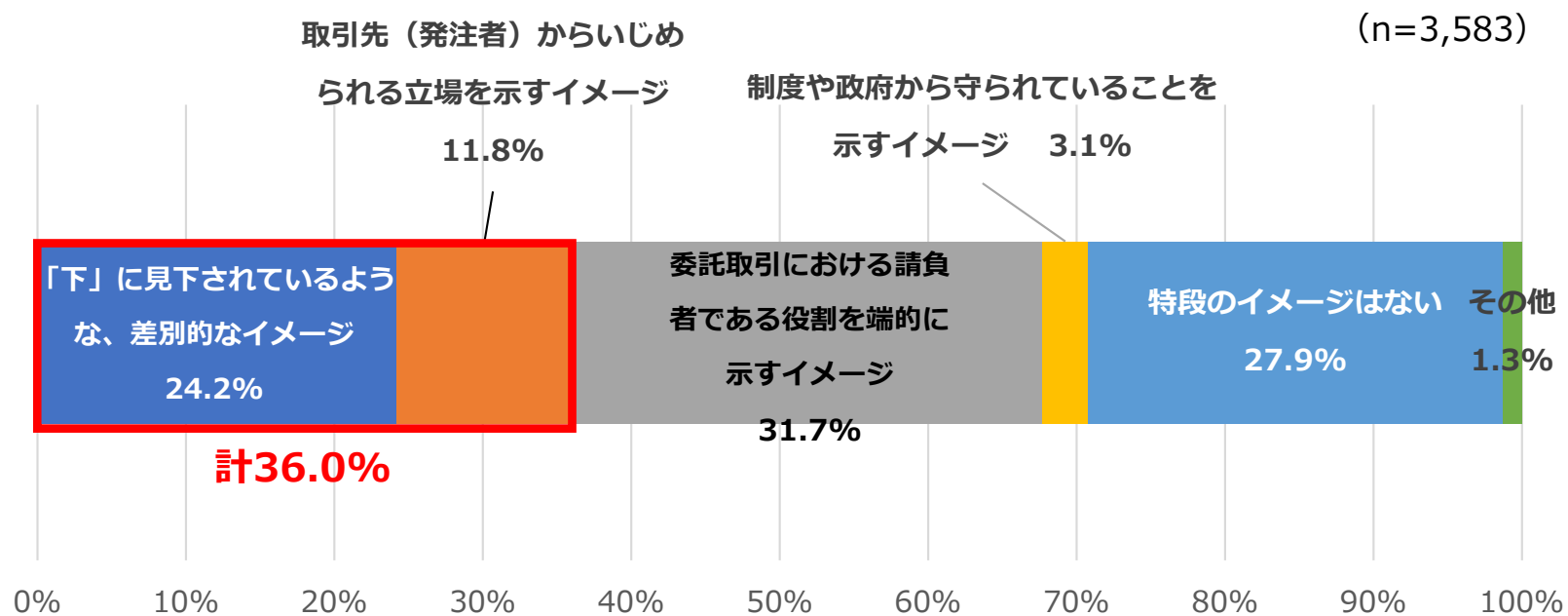
- 下請法の正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」。法律においては、4 類型の委託取引を対象としており、委託事業者を「親事業者」、受託事業者を「下請事業者」、代金を「下請代金」と定義している。
- 法律が制定された昭和31年には、主に「原材料や資金の前渡しを受け、他人の依頼に応じて賃加工を行う取引」（※）を念頭に法律が制定されたが、
 - 役務提供委託や情報成果物作成委託など、対象となる取引を拡大してきていること
 - 受注者に対して「下請」という呼称を用いることは協力的な当事者関係を表さず、「下請」という用語を用いることが不適切であるという当事者間の意識といった変化が生じている。
- このような時代の情勢変化を踏まえ、「親事業者」や「下請事業者」といった用語について、どのように考えるか。

※（出所）『「下請代金支払遅延等防止法」解説』（昭和31年公正取引委員会事務局編）

「下請」という用語の印象

- 「下請」という用語に対する印象として、「「下」に見下されているような、差別的なイメージ」、「取引先（発注者）からいじめられる立場を示すイメージ」と回答した割合は、計36%に及んだ。

【「下請」という用語の印象】



(出所) 中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」(スライド5も同じ)

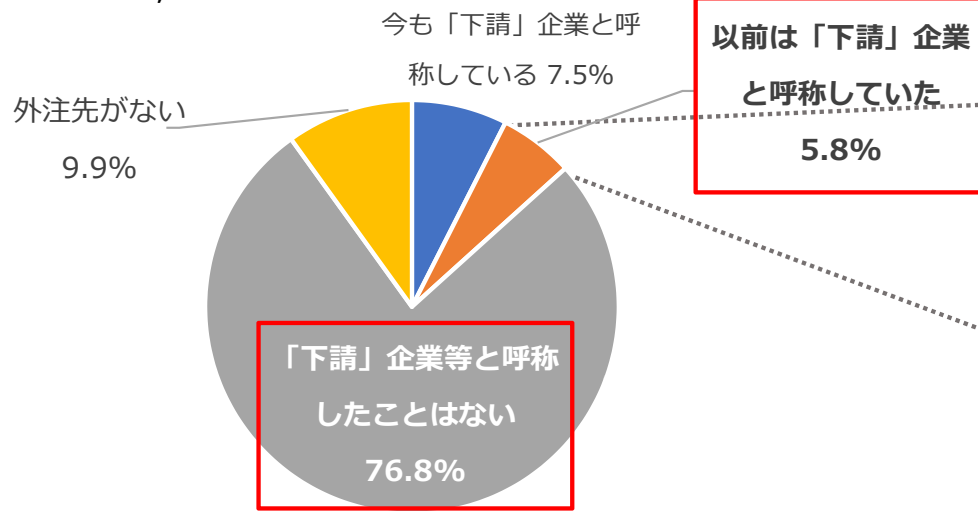
- 調査対象: 「製造業」「運輸・郵便業」「情報処理・提供サービス業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」に属し、かつ、「下請企業」の定義に当てはまる企業10,000社
- 調査期間: 令和6年8月9日(金)~20日(火)

「下請」という呼称の使用状況

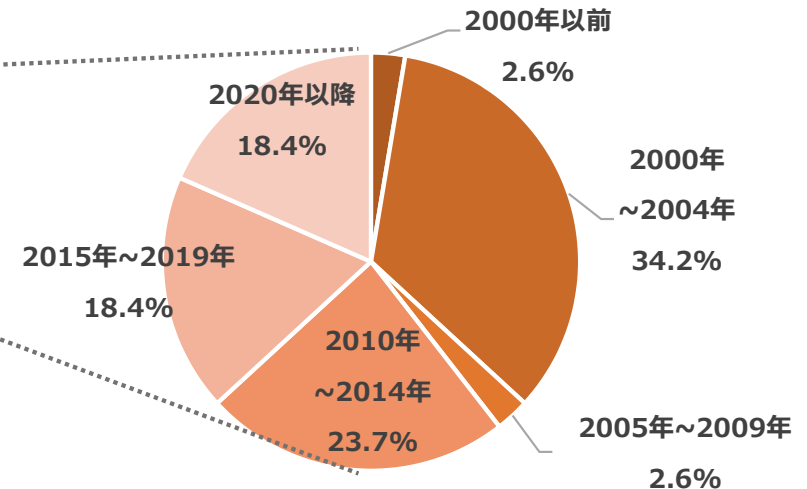
- 発注者及び受注者においても、「下請」という呼称が使用される割合は小さくなってきている。

【発注者としての声】

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)

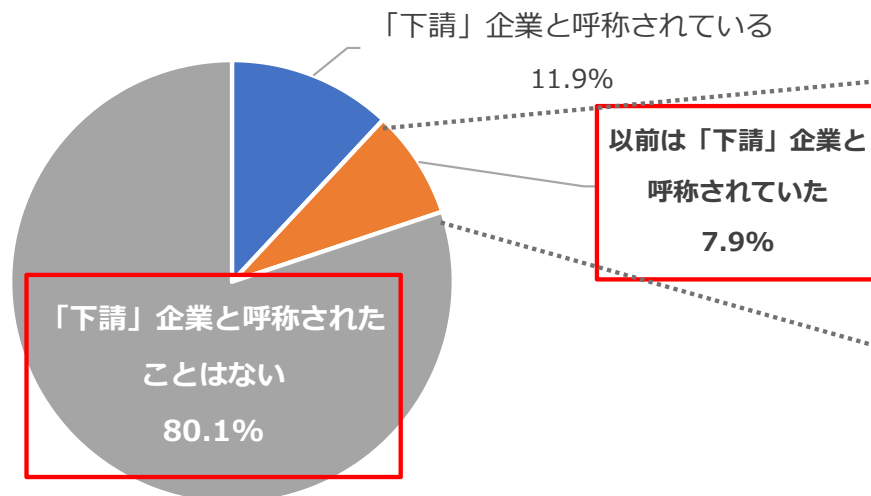


いつまで外注先を「下請」企業と呼称していたか
(n=38 ※任意回答)

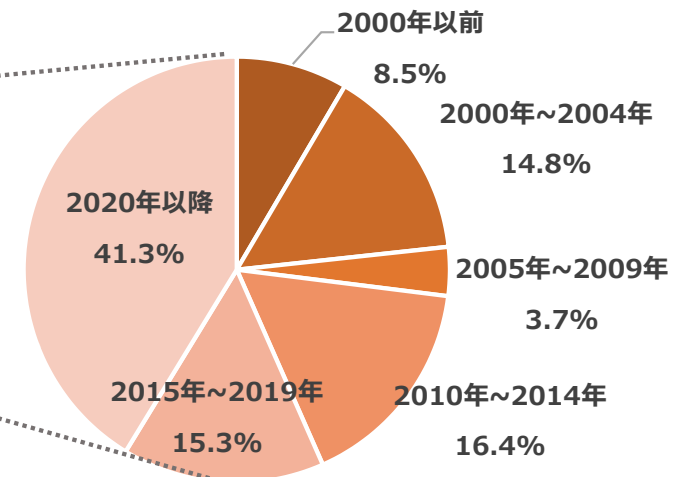


【受注者としての声】

発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)



いつまで発注者から「下請」企業と呼称されていたか
(n=189 ※任意回答)



【受注者側からの意見】

<「下請」という用語の使用にネガティブな意見>

- 「下請」という用語は差別的である。（金型製造業）
- 「下請」のイメージは、ある事業者が、発注者から請け負ったものを外部に委託するもの。下請法はそういった取引だけを対象としているわけではないことから、そのネーミングはしっかり来ない。用語には心がこもってしまうので、用語自体を変えることが非常に重要。（受託開発ソフトウェア業）

<用語の変更が必要ないという意見>

- 浸透しているので、変更する必要はない。（業種不明）
- 取引の実態が改善されなければ意味がなく、「下請」という用語を無くしただけでは何も変わらない。（電気機器組立業）

【発注者側からの意見】

<「下請」という用語の使用にネガティブな意見>

- 「下請」という用語は、日本の商習慣の中で残っている、耳障りな言葉だと思う。当社は委託先を「協力会社」と呼んでいる。「下請」という用語は使わない。（産業機械部品製造業）
- 現在は、1つの商品を協力して製造しているため、下請に出すのではなく、当社の物を製造してもらおうという感覚。仕入先がなければ商材は生まれえないという認識である。（食料品製造業）

【参考】「下請」という用語に関する国会での説明

第213回国会 参議院 予算委員会 第4号（令和6年3月5日）における岸田内閣総理大臣の答弁

○岸田総理

下請法の名称を変えるべきであるという提案については、下請事業者の方々から今の名称のままでは下に見られるという指摘があることですか、逆に下請事業者をパートナーと呼称する動き、これが現実に広がっている、こういった動きもあるということ、承知をしています。

まさに、一定のこの資本金区分に基づき定める発注者と受注者の関係を、発注者が優位的、優越的地位にあるものとして外形的、画一的に取り扱い、保護される受注者の側を下請事業者と称してきた下請法の在り方そのものに関わる、こうした提案であると受け止めています。

現行の枠組みの下で、価格転嫁対策の円滑化等に向けて政府としては最大限取組を続けてまいります。その上で、取引慣行の実態や価格転嫁の状況を検証しつつ、下請法改正の要否も含め幅広く検討を行ってまいりたいと考えます。

【参考】下請法における対象取引の拡大

現行下請法が適用される受注者は、法改正や業態の多様化に伴い、変化がみられる。

下請法制定時（※）

- 「下請」の語源（制定当時）：原材料や資金の前渡しを受け、他人の依頼に応じて賃加工を行うこと
- 「下請」の**意義**（制定時点）：事業者の注文に応じて、その事業者の製造または販売する物品の一部または全部について、製作、加工、組立、修理、等を行っているすべての場合
経済情勢の変化を反映し、語源よりも広く定義

平成15年改正以降

- 平成15年改正により、下請法上の適用対象取引に、情報成果物作成委託及び役務提供委託が新たに追加（下請法第2条第3項、第4項）
⇒追加された委託内容は、ソフトウェア開発や放送番組製作、ビルメンテナンス等といったサービスに関するものであり、**制定当時の「下請」の語源と適用対象取引の実態との乖離が拡大**

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。）は、上記経緯に加え、令和3年改正により、自家使用・自家消費する物品等の製造、自家利用する情報成果物の作成及び自家利用役務を適用対象取引に追加（振興法第2条各号）し、下請の語源と適用対象取引の実態との乖離が更に拡大している。

下請法の適用基準

- 下請法は独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完し、簡易・迅速に対処するための法律として制定された。

そのため、対象となる事業者についても、優越的地位の濫用規制が個別に優越的地位の認定を行う仕組みであるのに対し、**下請法は一定の考え方の下、資本金額によって保護される対象となる事業者を定義している**（12頁～15頁参照）。

- しかしながら、このように資本金額を用いた対象事業者の定義については、以下の指摘がある。
 - 実質的には事業規模の大きな事業者であるものの、資本金が少額であるため、下請法の親事業者に該当しない
 - 資本金について自ら減資する／下請事業者に増資を求めることにより、下請法の適用を逃れる親事業者が存在する

- 前項の指摘に対処するため、何らかの対応が必要ではないか。その際には、
 - ① 法の適用関係の安定性を確保する必要がある
 - ② 外形的に分かりづらい基準の場合には、（特に義務が課せられる）親事業者にとっての明確性を確保する必要がある

との指摘があるが、どう考えるか。

【対応例】

- ・ 従業員数
 - ・ 取引依存度
 - ・ 売上高
 - ・ 資本金変更行為への対応 等
- また、他の基準を導入するのではなく、資本金基準に新しい資本金区分を設けることで対応すべきとの指摘もあるが、どう考えるか。

下請法の対象について①（現行法の基準）

- 下請法の資本金基準は、中小企業基本法制定前は中小企業関係の諸法律の、制定後は同法の中小企業者の範囲に合わせて下請事業者の範囲を定め、同法が改正される際には、下請法も改正され、下請法の下請事業者の範囲が中小企業基本法の中小企業者の範囲に合わせて措置されてきた。
- これは、下請法制定時において、親事業者に一定の義務を課し、あるいは一定の行為を規制することによって下請事業者の利益を保護しようとする建前をとっている法律であって、親事業者と下請事業者の範囲は、一般的にもっともだと思われる範囲に限定されていなければならないところ、「本法の趣旨及び従来の立法例その他からみて、・・・最も妥当な線であると考えられたのは、中小企業者の線であった」ことが考慮されたことによるものである。

➤ **物品の製造委託・修理委託**

➤ **情報成果物作成委託・役務提供委託**

（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

親事業者		下請事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下（個人を含む）
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）

➤ **情報成果物作成委託・役務提供委託**

（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）

親事業者		下請事業者
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下（個人を含む）
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）

【下請法制定時の経緯】

- 下請法制定時、親事業者と下請事業者を画する基準として、資本金が1000万円を超える者であるか否かという資本金基準が用いられることとなった。
- その理由は、「従来下請問題を処理してきた経験と中小企業関係の諸法律において資本金額または出資総額一千万円をもって中小企業者の範囲の一つの最高限としている通例等からみて、本法においても、それに従うのが一番妥当な方法であると考えられた」と説明されている。
(出所) 『「下請代金支払遅延等防止法」解説』（昭和31年公正取引委員会事務局編）
- さらに、下請法は、親事業者に一定の義務を課し、あるいは一定の行為を規制することによって下請事業者の利益を保護しようとする建前をとっている法律であって、親事業者と下請事業者の範囲は、一般的にもっともだと思われる範囲に限定されていなければならないところ、「本法の趣旨及び従来の立法例その他からみて、・・・最も妥当な線であると考えられたのは、中小企業者の線であった」ことが考慮された。

(出所) 『「下請代金支払遅延等防止法」解説』（昭和31年公正取引委員会事務局編）

【昭和38年下請法改正時の経緯】

- 昭和38年改正では、従来親事業者と下請事業者を画する資本金基準であった1000万円に加えて、同年に制定された中小企業基本法の中小企業者の範囲と合わせて5000万円の資本金基準が追加された。
- 昭和38年に中小企業基本法案が国会に上程されたことを契機として、下請法が持つ中小企業保護的な性格にも鑑み、下請法の保護対象となる下請事業者の範囲を、中小企業基本法で定義する中小企業者の範囲と合わせて拡大する必要があると考え、下請法改正案が提出されるに至った。

（出所）「公正取引」（下請代金支払遅延等防止法の改正）（昭和38年 No.155）

【昭和48年下請法改正時の経緯】

- 昭和48年改正では、中小企業基本法における中小企業者の定義に係る資本金の上限の引上げに合わせて、従来の資本金基準のうち5000万円が1億円に引き上げられた。

【平成11年下請法改正時の経緯】

- 平成11年改正では、中小企業基本法における中小企業者の定義に係る資本金の上限の引上げに合わせて、従来の資本金基準のうち1億円が3億円に引き上げられた。

- 近年、資本金制度の柔軟化・減資手続の緩和や経済活動の変化により、資本金額を減資する事業者が増加している。
- また、取引上優位にある事業者が、下請法の適用対象となることを免れるため、取引先事業者に対し、増資を要請するなどした事例も存在する。

1 事業者の減資に係る状況

近年、資本金額を減額する事業者が増加している。

特に資本金額を1億円以下に減資した事業者は、令和2年に715社、令和3年に997社、令和4年に959社、令和5年に1,235社に上り、増加傾向にある。

(出所) 「減資企業」動向調査(令和3年6月9日) (株)東京商工リサーチ

「外形標準課税の負担軽減、財務体質の強化・・・減資ブーム継続、資本金1億円以下は3割増」(令和5年7月18日) (株)東京商工リサーチ

2 資本金の増資を求められた事例(生声)

- ・ 取引先から、「下請法の対象となる事業者とは取引をしない。」と言われ、下請法の対象とならないように増資を求められた。(印刷業)
- ・ 自社の資本金額が1000万円だと下請取引に該当するため、増資してほしいとの要望を受け1200万円とした経緯がある。(業種不明)

1. 従業員基準

【①中小企業基本法】（※資本金額、従業員基準）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二～四 （略）

2～5 （略）

【②産業競争力強化法】（※従業員基準）

（定義）

第二条 （略）

2～23 （略）

24 この法律において「中堅企業者」とは、常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）をいう。

25～37 （略）

2. 取引依存度

【③下請中小企業振興法】（※取引依存度基準）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。

6 （略）

【下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令】

下請中小企業振興法（以下「法」という。）第二条第五項に規定する経済産業省令で定める状態とは、前事業年度又は前年において第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。

- 一 一の特定親事業者からの下請代金（特定下請事業者が特定親事業者からの委託を受けて法第二条第二項各号に掲げる行為をした場合に、当該親事業者が当該特定下請事業者の給付（委託を受けて法第二条第二項第五号に掲げる行為をした場合にあっては、役務の提供）に対し支払った代金をいう。）の総額
- 二 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

3. 売上高

【④消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法】 （※売上高基準）

（定義）

第二条 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

一 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの（以下「大規模小売事業者」という。）

二 （略）

2・3 （略）

【消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第二条 第一項第一号の大規模小売事業者を定める規則】

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の大規模小売事業者は、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が百億円以上である者

二 （略）

4. 資本金変更行為への対応

【令和6年度税制改正の大綱】

(地方税)

(1) 外形標準課税

①減資への対応

イ 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金又は出資金（以下単に「資本金」という。）1億円超）を維持する。ただし、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金（これに類するものを含む。以下単に「資本剰余金」という。）の合計額（以下「資本金と資本剰余金の合計額」という。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

ロ 施行日以後最初に開始する事業年度については、上記イにかかわらず、公布日を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

ハ その他所要の措置を講ずる。

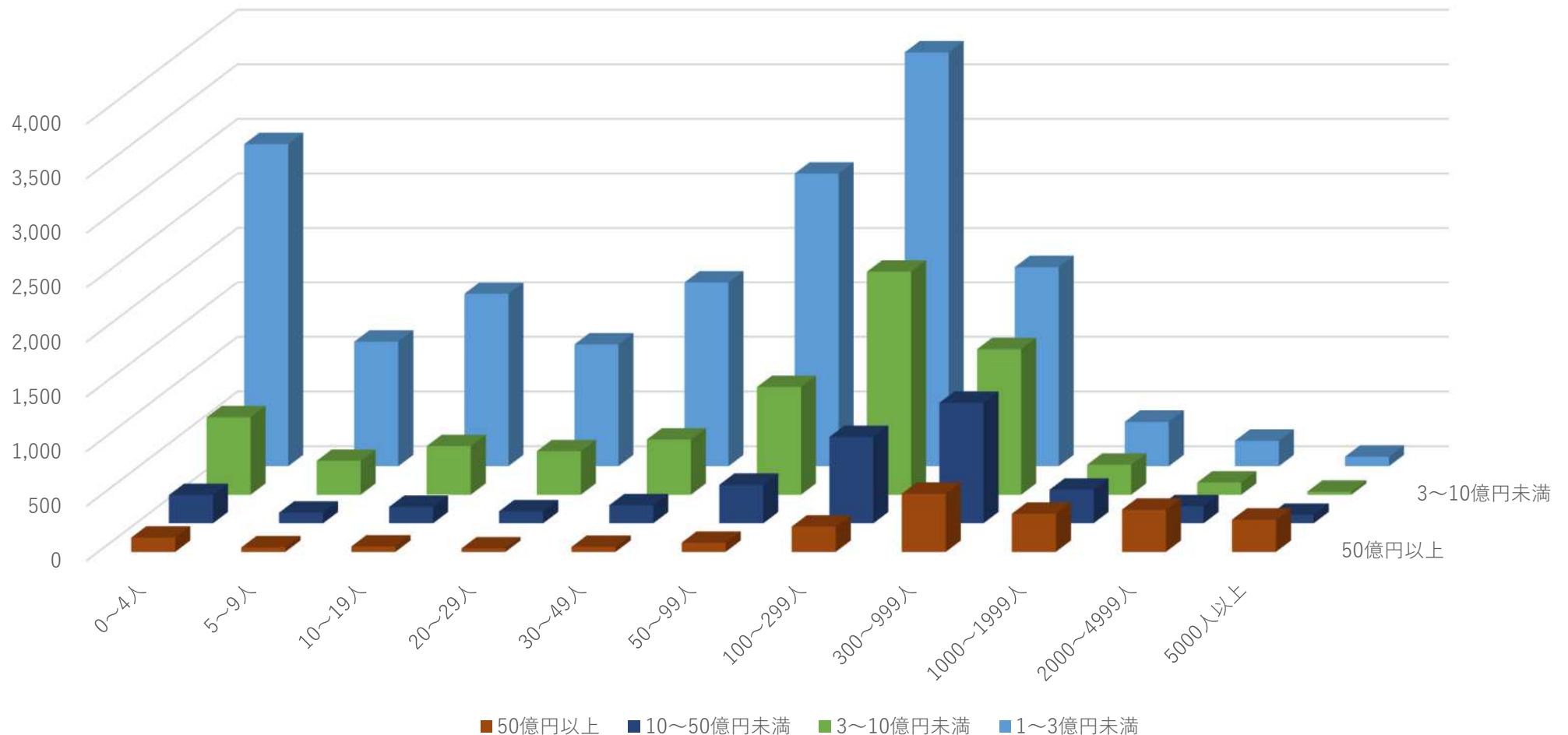
(注) 上記の改正は、令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

參考資料

【参考】資本金額と従業員数の分布状況

- 資本金と従業員数には関連性が認められ、経済センサス統計上、資本金3億円規模の企業における従業員数は数百人程度であることが多い。

資本金規模（1億円以上）及び常用雇用者規模ごとの企業数



(出所) 総務省「令和3年経済センサス-活動調査」を基に企業取引研究会事務局で作成。

【参考】下請法対象取引の割合①

○ 製造業に関する取引に占める下請取引の割合は約35%（下表の緑色部分）。

受注側（製造業）	計	1000万円以下	1000万円超～3000万円以下	3000万円超～5000万円以下	5000万円超～1億円以下	1億円～3億円以下	3億円超
委託側(全業種)							
計	1,031,141	295,030	183,165	110,210	168,132	25,004	249,600
	100%	28.61%	17.76%	10.69%	16.31%	2.42%	24.21%
1000万円以下	283,624	83,488	42,266	25,743	43,763	7,217	81,147
	27.51%	8.10%	4.10%	2.50%	4.24%	0.70%	7.87%
1000万円超～3000万円以下	183,093	51,068	29,214	17,186	28,855	4,388	52,382
	17.76%	4.95%	2.83%	1.67%	2.80%	0.43%	5.08%
3000万円超～5000万円以下	110,760	32,135	18,877	11,156	16,890	2,479	29,223
	10.74%	3.12%	1.83%	1.08%	1.64%	0.24%	2.83%
5000万円超～1億円以下	157,368	47,823	30,053	16,867	24,337	3,298	34,990
	15.26%	4.64%	2.91%	1.64%	2.36%	0.32%	3.39%
1億円超～3億円以下	29,922	8,549	6,053	3,529	4,595	737	6,459
	2.90%	0.83%	0.59%	0.34%	0.45%	0.07%	0.63%
3億円超	266,374	71,967	56,702	35,729	49,692	6,885	45,399
	25.83%	6.98%	5.50%	3.46%	4.82%	0.67%	4.40%

（出所）(株)帝国データバンク作成の製造業に関する取引データを基に企業取引研究会事務局で作成。

【参考】下請法対象取引の割合②

○ 運輸業・郵便業に関する取引に占める下請取引の割合は約41%（下表の緑色部分）。

受注側（運輸業・郵便業）		計	1000万円以下	1000万円超～3000万円以下	3000万円超～5000万円以下	5000万円超～1億円以下	1億円～3億円以下	3億円超
委託側（運輸業・郵便業）								
計		85,015	38,069	21,935	7,248	9,006	1,524	7,233
		100%	44.78%	25.80%	8.53%	10.59%	1.79%	8.51%
1000万円以下		23,476	12,149	5,408	1,615	2,012	307	1,985
		27.61%	14.29%	6.36%	1.90%	2.37%	0.36%	2.33%
1000万円超～3000万円以下		17,554	8,074	4,566	1,429	1,723	255	1,507
		20.65%	9.50%	5.37%	1.68%	2.03%	0.30%	1.77%
3000万円超～5000万円以下		8,405	3,538	2,160	726	916	167	898
		9.89%	4.16%	2.54%	0.85%	1.08%	0.20%	1.06%
5000万円超～1億円以下		15,703	6,448	4,219	1,432	1,848	328	1,428
		18.47%	7.58%	4.96%	1.68%	2.17%	0.39%	1.68%
1億円超～3億円以下		2,948	1,030	825	289	412	89	303
		3.47%	1.21%	0.97%	0.34%	0.48%	0.10%	0.36%
3億円超		16,929	6,830	4,757	1,757	2,095	378	1,112
		19.91%	8.03%	5.60%	2.07%	2.46%	0.44%	1.31%

（出所）(株)帝国データバンク作成の運輸業・郵便業に関する取引データを基に企業取引研究会事務局で作成。

【参考】下請法対象取引の割合③

- 情報処理・提供サービス業に関する取引に占める下請取引の割合は約37%（下表の緑色部分）。

受注側（情報処理・提供サービス業）	計	1000万円以下	1000万円超～3000万円以下	3000万円超～5000万円以下	5000万円超～1億円以下	1億円～3億円以下	3億円超
委託側（全業種）							
計	13,883	2,341	1,597	1,197	3,007	779	4,962
	100%	16.86%	11.50%	8.62%	21.66%	5.61%	35.74%
1000万円以下	3,563	457	198	113	651	123	2,021
	25.66%	3.29%	1.43%	0.81%	4.69%	0.89%	14.56%
1000万円超～3000万円以下	1,340	254	134	91	230	58	573
	9.65%	1.83%	0.97%	0.66%	1.66%	0.42%	4.13%
3000万円超～5000万円以下	1,048	214	100	111	180	40	403
	7.55%	1.54%	0.72%	0.80%	1.30%	0.29%	2.90%
5000万円超～1億円以下	2,066	401	250	188	489	133	605
	14.88%	2.89%	1.80%	1.35%	3.52%	0.96%	4.36%
1億円超～3億円以下	588	116	80	52	137	30	173
	4.24%	0.84%	0.58%	0.37%	0.99%	0.22%	1.25%
3億円超	5,278	899	835	642	1,320	395	1,187
	38.02%	6.48%	6.01%	4.62%	9.51%	2.85%	8.55%

（出所）(株)帝国データバンク作成の情報処理・提供サービス業に関する取引データを基に企業取引研究会事務局で作成。

【参考】下請法対象取引の割合④

○ ソフトウェア業に関する取引に占める下請取引の割合は約54%（下表の緑色部分）。

受注側(ソフトウェア業)	計	1000万円以下	1000万円超～3000万円以下	3000万円超～5000万円以下	5000万円超～1億円以下	1億円～3億円以下	3億円超
委託側(全業種)							
計	108,243 100%	33,303 30.77%	22,874 21.13%	13,688 12.65%	19,815 18.31%	3,761 3.47%	14,802 13.67%
1000万円以下	13,961 12.90%	5,975 5.52%	2,551 2.36%	1,286 1.19%	1,778 1.64%	424 0.39%	1,947 1.80%
1000万円超～3000万円以下	11,241 10.38%	4,341 4.01%	2,462 2.27%	1,166 1.08%	1,431 1.32%	318 0.29%	1,523 1.41%
3000万円超～5000万円以下	9,092 8.40%	3,157 2.92%	2,065 1.91%	1,058 0.98%	1,327 1.23%	247 0.23%	1,238 1.14%
5000万円超～1億円以下	18,636 17.22%	5,720 5.28%	4,153 3.84%	2,407 2.22%	3,363 3.11%	557 0.51%	2,436 2.25%
1億円超～3億円以下	5,148 4.76%	1,471 1.36%	1,169 1.08%	640 0.59%	972 0.90%	179 0.17%	717 0.66%
3億円超	50,165 46.34%	12,639 11.68%	10,474 9.68%	7,131 6.59%	10,944 10.11%	2,036 1.88%	6,941 6.41%

(出所) (株)帝国データバンク作成のソフトウェア業に関する取引データを基に企業取引研究会事務局で作成。

金型以外の型等の下請法上の取扱い、 型の無償保管に係る課題

- 金型については、物品等の製造に用いる場合の製造委託について、製造する物品と密接な関連性があり、転用可能性がない（他の物品の製造のために用いることができない）として、下請法の対象とする旨の法改正が平成15年に行われた。
 - 木型や樹脂型といった金型以外の型や治具（特殊工具）についても、下請法において金型と同様の扱いとする必要はないか。

- また、長期間部品の発注を行わないにもかかわらず、型や治具の保管や管理を受注者（下請事業者）に求める取引慣行が問題視されてきており、近年、金型等の無償保管を行ったとして下請法違反の勧告を受けた事例が複数生じている。

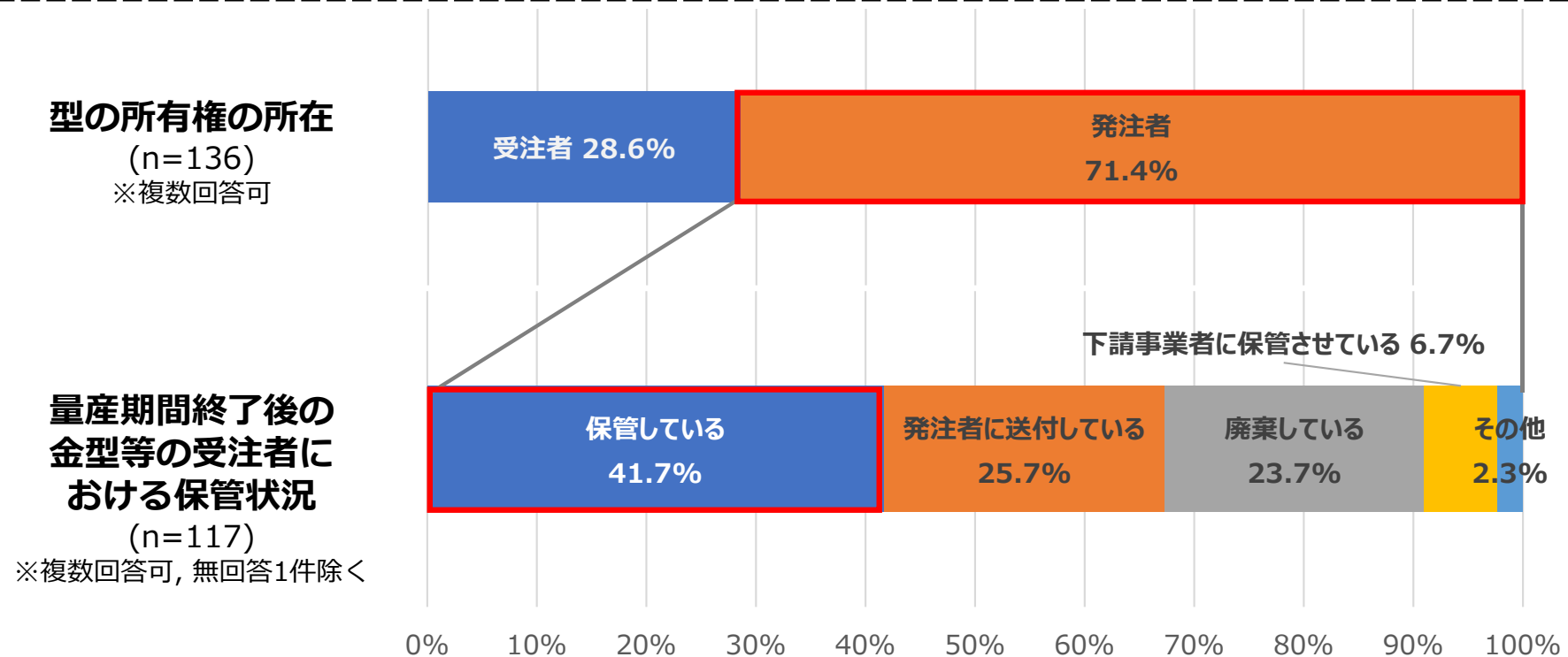
現行の下請法の運用基準においても、発注者側に所有権がある金型を長期間無償保管させる場合には、「不当な経済上の利益の提供要請」に当たる旨、記載があるが、金型の所有権が下請事業者にある場合であったとしても、金型の廃棄や管理の在り方について発注者の了解を得ることを要するなど、管理の主体が事実上発注者（親事業者）にあると認められる場合等には、金型の所有権が発注者にある場合と同様に、下請事業者に不当な不利益が生じていると評価されるのではないか。

 - この点、現行の下請法運用基準の記載で十分か。

- その他、発注者から型や治具の無償保管等を求められた下請事業者が、（自ら保管する代わりに）自社の委託先に無償で保管等をさせる場合がある。
 - 下請事業者が委託先に保管させるか否かにかかわらず発注者の問題と整理すべきではないか。

型の維持管理に係る課題①（発注者に所有権がある場合）

- 量産終了後の型の保管について、下請事業者側に維持・管理の負担が偏在している点が長年問題視されてきた。
- 受注する型取引の実態についてアンケート調査を行ったところ、約7割の企業が「発注者が型の所有権を保有している」と回答した。そのうち、約4割の企業が量産期間終了後も「型を保管している」と回答した。

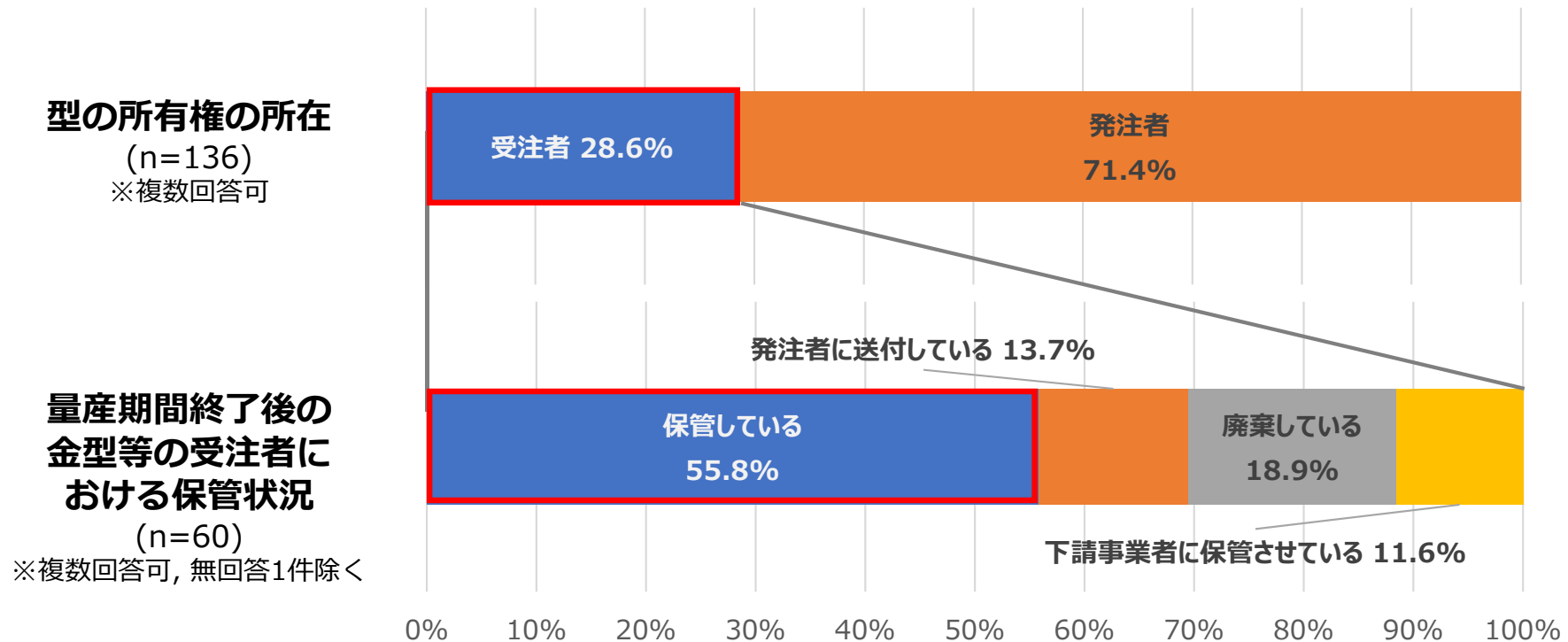


(出所) 中小企業庁・公正取引委員会「型、治具の取引に係る実態調査」

- 調査対象：金型等の関係事業者団体に所属する企業
- 調査期間：令和6年9月26日(木)～10月11日(金)

型の維持管理に係る課題②（受注者に所有権がある場合）

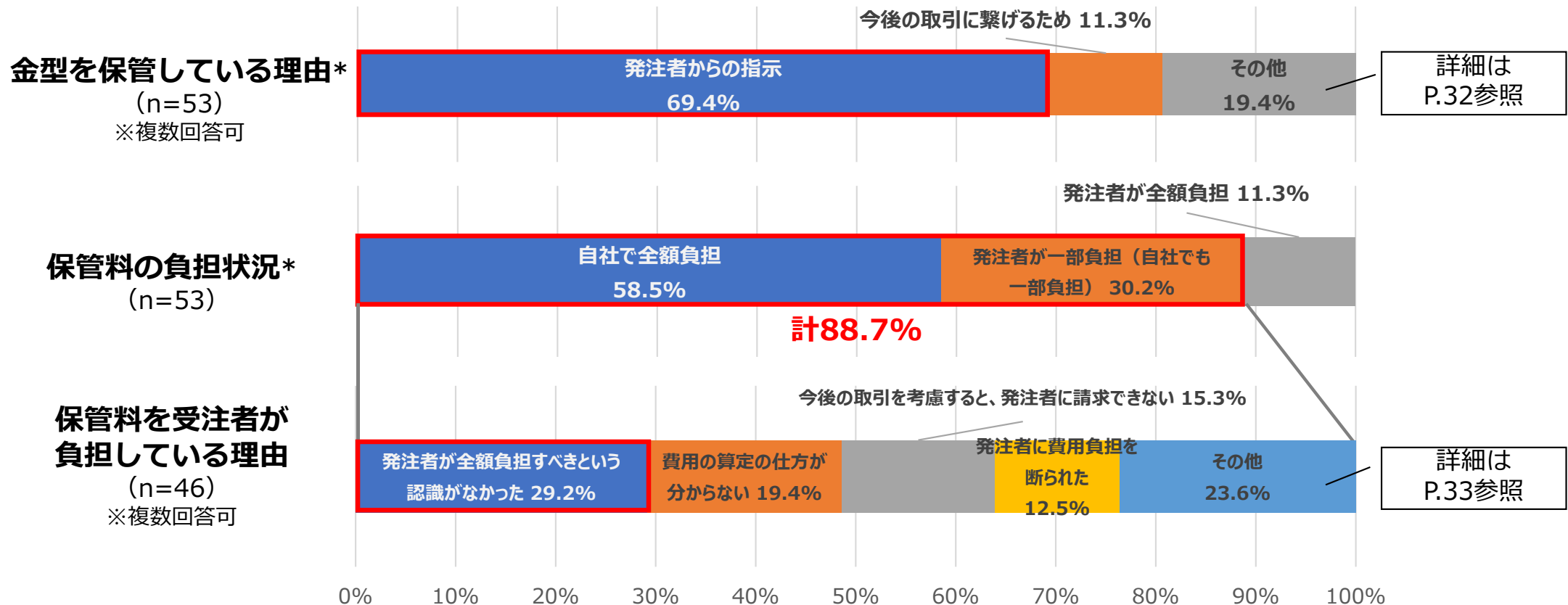
- 一方で、「受注者が型の所有権を保有している」と回答した約3割の企業のうち、半数以上の企業が量産期間終了後も「型を保管している」と回答した。
- 「発注者が型の所有権を保有している」と回答した企業と比較すると、量産期間終了後も「型を保管している」と回答した企業の割合は1割以上多い。



型の維持管理に係る課題③（受注者に所有権がある場合）

- 所有権が受注者にある場合、量産終了後も型を保管している理由は、「発注者からの指示」が約7割と最も多かった。
- しかしながら、約9割の企業が保管料を全額又は一部負担している状況である。理由としては、発注者が負担すべきという認識がそもそもなかったという回答が約3割と最も多い。

[所有権が受注者にある場合：「量産期間終了後の金型等の保管状況」において「型を保管している」と回答した企業]



* 「量産期間終了後の金型等の保管状況」で「保管している」と回答した企業が回答（出所）中小企業庁・公正取引委員会「型、治具の取引に係る実態調査」

P.31 「金型を保管している理由」における「その他」の主な回答

発注者からの
指示や連絡がない

- **発注者の指示**に従い、量産終了後も補給品供給のために保管している。
- 発注者から量産終了の連絡がないため、保管し続けている。

補給パーツや
補用品の対応

- 量産が終了しても補給パーツとして残る製品があるため。
- **補用品対応**のために保管している。補用品が終了した場合は返還している。
- **補給部品の生産対応**のため。

生産見込みの
確認

- 受注が5年間ない場合に発注側に問い合わせ、生産見込みがないと廃棄に合意するため、一定期間保管が必要。

汎用性や
取り決めがない

- **汎用性がある**ので問題ない。
- もともと取り決めがないため。

P.31 「保管料を受注者が負担している理由」における「その他」の主な回答

保管費用を請求しない方針や交渉中

- 流動しない型の維持管理が必要になるため、**基本的に返却で交渉**している。
- 保管責任を負いたくないため、**返却要望で社内で交渉中**。
- 原則として**返却または廃棄を優先**しており、発注者との保管ルールがなく、保管費の請求もしていなかった。

発注者の
独自ルールや負担

- お客様の**独自の計算方法**があるため、それに従っている。
- 一律でm²あたりの**費用が決まっている**客先がある。
- 量産終了後15年経過まで**補給品供給責任**があり、15年経過後も廃棄許可が必要。

金型の所有権

- 金型が**弊社の所有物**であるため。
- 部品償却で金型費用を支払ってもらっているため、**金型資産は弊社にある**。**廃却には客先承認が必要で、実質的には客先資産**だが、購入されないため現状維持。

将来の取引や
負担が少ない

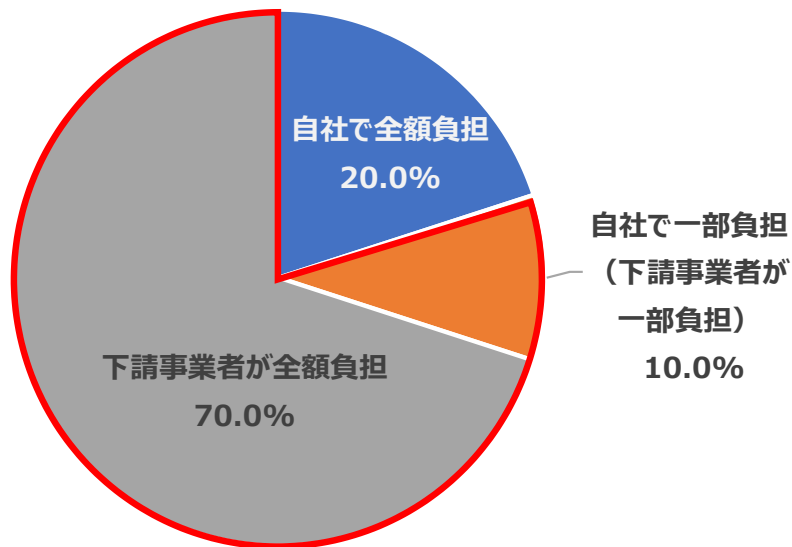
- 金型を保管していると**今後の取引につながる**ため。
- 保管費用が**大きな負担になっていない**から。

型の維持管理に係る課題⑥

- 「量産終了後の型を下請事業者に保管させている」と回答した企業のうち、8割の企業が下請事業者に全額又は一部、保管料の負担を強いている。
- また、型の廃棄については、約2割の企業が「事前の定めもなく、廃棄の相談に対して積極的な対応がない」と回答した。

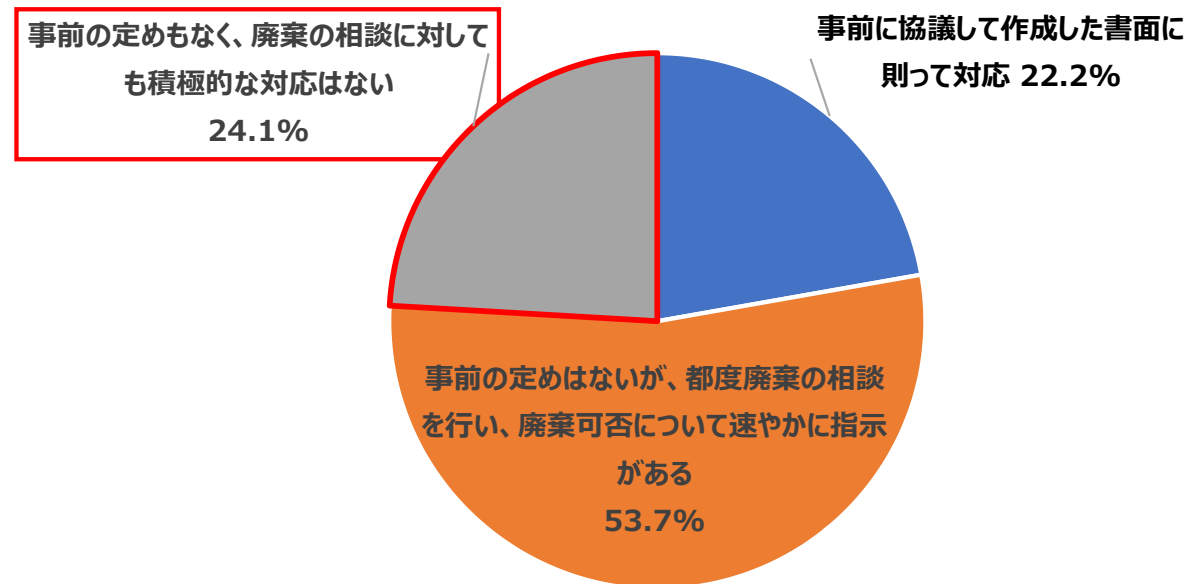
[P.31 所有権が受注者にある場合：
「量産期間終了後の金型等の保管状況」において
「下請事業者に保管させている」と回答した企業]

保管料の負担状況 (n=11, 無回答1件除く)



[P.31 所有権が受注者にある場合：
「量産期間終了後の金型等の保管状況」において
「発注者に送付している」以外を回答した企業]

型の廃棄に関する取り決め状況 (n=58, 無回答4件除く)



下請法の運用基準（型・治具の無償保管）

- 金型等の無償保管問題について、部品の製造等に使用した金型等の所有権が発注者にある場合、金型等を長期にわたって無償で保管させるようなケースについて、「不当な経済上の利益の提供要請」として勧告等の措置を講じてきた（次頁参照）。
- 他方で、部品の製造等に使用した金型等の所有権を下請事業者（部品メーカー等）が持つ場合もあるところ、その場合の金型等の無償保管に係る考え方を明確に示しているものはない。

○ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

第4 親事業者の禁止行為

7 不当な経済上の利益の提供要請

7-5 型・治具の無償保管要請

- (1) 親事業者は、機械部品の製造を委託している下請事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該下請事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。
- (2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。

金型等の無償保管勧告事例（6件）

	勧告日	事業者名	事業内容	無償保管の対象となった金型等の種類	金型等の所有権の主な所在
1	R6.9.26	SANEI(株)	水栓金具等の製造販売	金型	親事業者（発注者）
2	R6.7.5	(株)トヨタカスタマイジング&ディベロップメント	自動車に架装する外・内装用製品の製造販売	金型、治具、検具	親事業者（発注者）
3	R6.3.25	ニデックテクノモータ(株)	産業用モータの製造販売	金型、木型、樹脂型、治具、設備	親事業者（発注者）
4	R6.2.28	サンデン(株)	自動車空調システム等の製造販売	金型、治具	親事業者（発注者）
5	R5.11.30	サンケン電気(株)	パワー半導体製品の販売	金型	親事業者（発注者）
6	R5.3.16	岡野バルブ製造(株)	発電用バルブの製造販売	金型、木型	親事業者（発注者）

参考資料

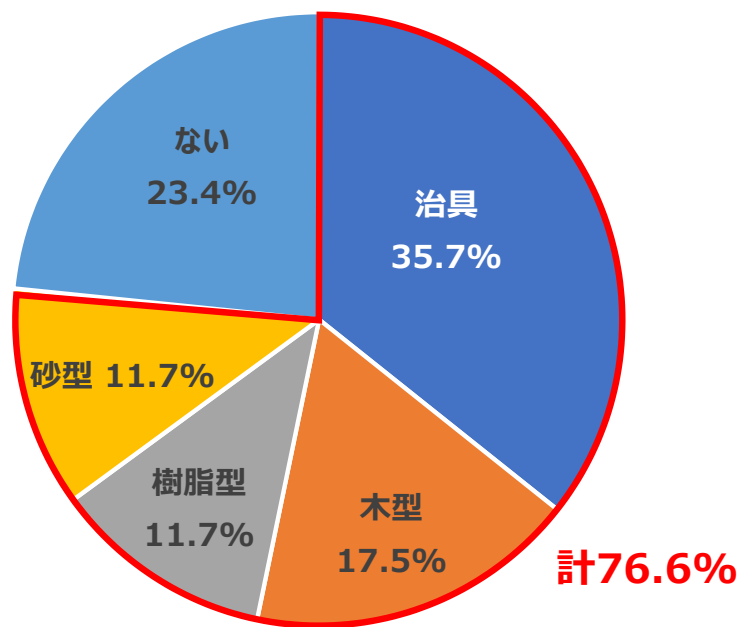
金型以外の型や治具の取引状況

- 金型以外の型の取引について、「取引がある」という旨の回答が75%以上あり、そのうち治具が約36%を占めていた。
- 取引量は「増加」が約2割、「変化なし」が約4割であった。一方、「減少」は4割以下となった。

金型以外の型や治具の取引状況

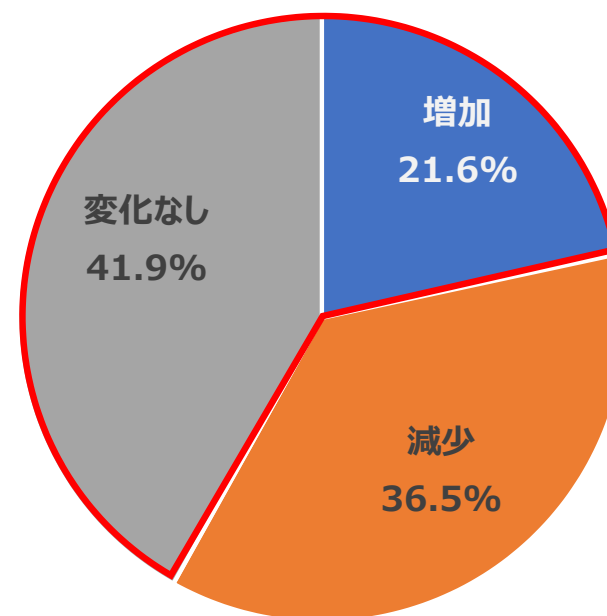
金型以外の型や治具の取引はあるか

(n=144, 無回答34件除く)



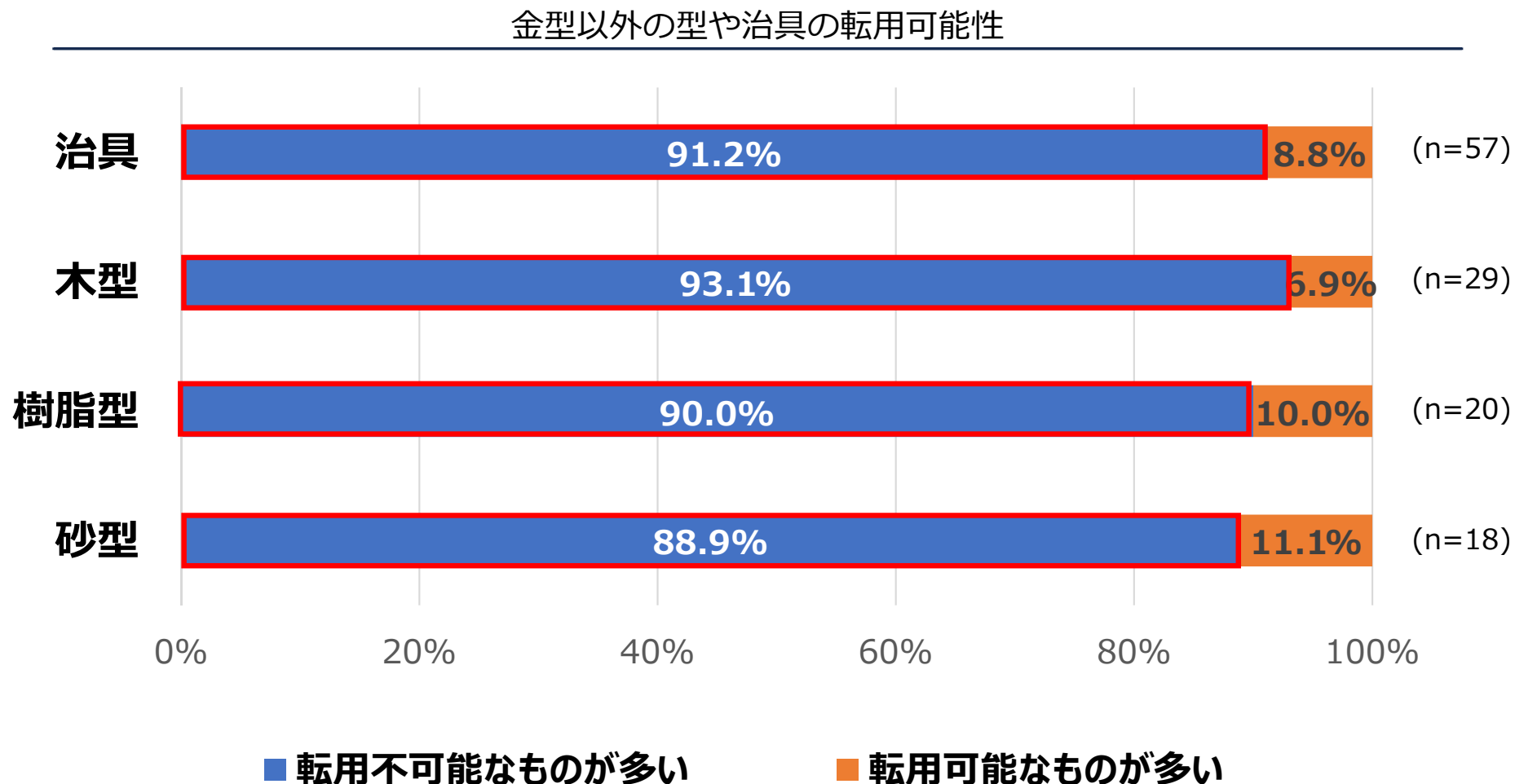
過去5年間にの取引量の増減はあったか

(n=74)



金型以外の型や治具の転用可能性

○ 金型以外の型の転用可能性について調査したところ、治具、木型、樹脂型、砂型ともに約9割の企業は「転用不可能なものが多い」と回答した。



知的財産・ノウハウの取引適正化

取引に際し、受注者側が元来保有していたり、取引によって取得したりした知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で発注者側に帰属させる行為が報告されている。

このような行為は、優越的地位の濫用や下請法における買いたたき（下請法第4条第1項第5号）、不当な経済上の利益の提供要請（下請法第4条第2項第3号）として問題となり得るところ、現在のガイドラインで十分な手当はできているか。

また、ルール整備と併せて、このような行為を防ぐための取組として、どのようなものがあるか。

- 製造業以外の業種も含めた実態調査の実施
- 実態調査の結果を踏まえ、ガイドライン等の見直し・策定

製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（公正取引委員会、令和元年6月）

○ 調査概要

- ・ ノウハウ・知的財産権に関する事例収集を目的として、製造業者30,000社（中小企業26,300社、大企業3,700社）に書面調査
- ・ 製造業者、事業者団体、有識者に合計122件のヒアリング

○ 現行ガイドライン（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越G L））との関係

書面調査で報告された事例の類型	運用基準	優越G L
秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される	-	-
営業秘密であるノウハウの開示等を強要される	記載あり	記載あり
ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる	記載あり	-
無償の技術指導・試作品製造等を強要される	-	-
著しく均衡を失った名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる	-	-
出願に干渉される	-	-
知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される	-	-

【秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される】

- 何度求めても絶対に秘密保持契約等を締結してもらえず、秘密保持契約等が無い状態での取引を強いられる。（金属製品製造業）
- 自社は、取引先の秘密を厳格に守る必要がある一方、取引先は、自社から開示した技術が無償で様々なビジネスに利用できるという片務的な契約の締結を強いられる。（業務用機械器具製造業）

（秘密としている技術資料等を開示させられる）

- 小売業者からプライベート・ブランド商品（食料品）の生産を受託したところ、改良の参考にしたいという理由で、自社のナショナル・ブランド商品のレシピを開示させられる。（食料品製造業）
- 自社で製造している特殊な生地に関して、製造を再現できてしまうほどの技術情報（ノウハウ）を無償で開示させられる。（繊維工業）
- 不具合が生じているわけでもないのに、取引先に対して、ノウハウの塊である制御アプリケーションのソースコードを無償で開示させられる。（電気機械器具製造業）
- 取引先の防衛的な特許出願に付き合わされる形で、十分な協議もできないまま、意に反して、秘匿しておきたかった営業秘密を共同出願させられ、公開情報にされる。（化学工業）

（一方的な工場見学や工場内撮影を強要される）

- 取引先が必要と判断した場合には、具体的な必要性がない場合であっても、自社にとって素性が分からない人物（取引先の顧客や取引先が指定する者）も含めた全面的な工場見学に応じることを強いられる。（金属製品製造業）

【参考】実態調査で報告された事例（抜粋）②

【無償の技術指導・試作品製造等を強要される】

（競合他社に熟練工の特殊技術を無償で供与させられる）

- 転注先の海外メーカーが図面どおりに製造できなかったという理由で、当該海外メーカーの工員に対して、自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる。（生産用機械器具製造業）

（継続取引の中での無償の試作品製造（実験等）を要請される）

- 継続的に取引している取引先から、発注とは別に、先方が提示する技術的な課題を研究するよう一方的に指示され、取引を継続するために、全額自己負担で取引先のために試作品の製造や実験等を繰り返させられる。（輸送用機械器具製造業）

【著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる】

- ほとんど自社の技術を用いて行う名ばかりの共同研究開発であるにもかかわらず、その成果である新技術は、発明の寄与度に関係なく、全て取引先にのみ無償で帰属するという取引先作成の雛形で契約させられ、新技術を奪われる。（ゴム製品製造業）

【出願に干渉される】

（出願内容の報告・修正を強いられる）

- 取引とは直接関係のない、自社だけで生み出した発明等を出願する場合でも、取引先に事前に出願内容を報告し、修正指示があれば、見返りなしで応じることを余儀なくされる。（その他の製造業）

（単独発明であっても、取引先と共同出願にさせられる）

- 新しい発明を出願する場合には、取引先が一切関与していない場合でも、必ず共同出願にしなければならないという取引条件を一方的に受け入れさせられる。（生産用機械器具製造業）

【知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される】

（知的財産権の無償譲渡等を強要される）

- 取引先に特許権の持分の2分の1を無償譲渡させられた上、自社から第三者への実施許諾時にのみ取引先の承諾を得なければならないという契約まで締結させられる。（化学工業）

（知的財産権の無償ライセンス等を強要される）

- 取引の過程において自社単独で生み出した知的財産権を、全て取引先に無償でライセンスするという取引条件を受け入れさせられる。（プラスチック製品製造業）
- 複数のサプライヤーから調達したいという取引先の希望で、意に反して、自社のノウハウを競合相手に僅かな対価でライセンスさせられる。（パルプ・紙・紙加工品製造業）

（最惠待遇でのライセンスを一方向的に義務付けられる）

- 取引先のみ都合がよい契約書を押し付けられ、その取引先に対して常に最惠待遇でライセンスする義務を一方向的に負わされる。（金属製品製造業）

【知財訴訟等のリスクを転嫁される】

- 取引先の指示に従って加工するだけの取引であるにもかかわらず、納品した製品に関して知的財産訴訟等が生じた場合、その責任を全て負わなければならないという取引条件を一方向的に設定される。（金属製品製造業）
- 取引先が設計して自社に製造委託した製品であるにもかかわらず、知的財産上の係争等が生じた場合、その責任を全て負わなければならないという取引条件を一方向的に設定される。（情報通信機械器具製造業）

独占禁止法（優越的地位の濫用規制）、下請法における「知財・ノウハウの扱い」

- 優越G L、下請法運用基準においても、知的財産権の侵害に関して規定がある。しかし、これらの規定内容は以下の態様にとどまっている。
 - 優越G Lの違反想定例においては、類型としてノウハウの開示等の強要のみ明示
 - 下請法運用基準においては、情報成果物作成委託が中心であり、製造委託や修理委託を想定した規定が少ない

○ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越G L）

第4の2（3）その他経済上の利益の提供の要請

ア 協賛金等の負担の要請や従業員等の派遣の要請以外であっても、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない、金型（木型その他金型に類するものを含む。以下同じ。）等の設計図面、特許権等の知的財産権、従業員等の派遣以外の役務提供その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

<想定例>

- ① 取引に伴い、取引の相手方に著作権、特許権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡させること。
- ② 発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、金型の設計図面を無償で提供させること。

【下請法運用基準上の知的財産関連規定】

○ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

第3 親事業者の書面交付の義務

1 3条書面の記載事項

- (3) また、主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、情報成果物に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者は、情報成果物を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「下請事業者の給付の内容」とすることがある。この場合は、親事業者は、3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」の一部として、下請事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。

第4 親事業者の禁止行為

5 買ったたき

- (2)ク 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常対価より低い下請代金の額を定めること。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

5-13 その他の買ったたき

- (2)親事業者は、制作を委託した放送番組について、下請事業者が有する著作権を親事業者に譲渡させることとしたが、その代金は下請代金に含まれているとして、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

7 不当な経済上の利益の提供要請

- (4)情報成果物等の作成に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を親事業者に譲渡・許諾させることは、法第4条第2項第3号に該当する。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

7-4 設計図等の無償譲渡要請

- (1)親事業者は、下請事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、下請事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、下請事業者が作成した図面、加工データ等を対価を支払わず、提出させた。

- (2)親事業者は、建設機械部品等の製造を委託している下請事業者に対し、委託内容にない金型設計図面等を無償で譲渡させた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7-9 知的財産権の無償譲渡の要請

- 親事業者は、テレビ番組の制作を委託している下請事業者との契約により、下請事業者に発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させた。

その他の下請法に関する論点

○ 罰則・命令

下請法は独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完する法律として位置づけられ、下請法の勧告（行政指導）に従えば、独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令の対象とはならないことが規定されている。

他方、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）では、勧告に従わない場合に命令や罰則が手当てされるなどの立法例も存在する。

下請法の担保措置については、執行力を強化すべき（命令の導入や罰則の強化）ではないかとの意見がある一方で、命令や罰則を強化すると簡易・迅速に是正していくという法の趣旨になじまないのではないかとの指摘もある。

この点、どのように考えるか。

○ 遅延利息の適用拡大

現行の下請法においては、遅延利息の対象行為は支払遅延に限られている。他方、平成15年改正（平成16年4月施行）以降における勧告において最も多い行為類型は減額である（平成16年4月から令和6年3月まで。）。

現行の遅延利息の対象に、減額を追加する必要はないか。

○ 既に違反行為が行われていない場合の勧告の整備

下請法の受領拒否、支払遅延及び報復措置に係る勧告は、行為が継続している場合にすると規定しており、既に行為がなくなっている場合における勧告はできない。

現行の勧告対象に加え、受領拒否、支払遅延及び報復措置をした親事業者の行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときに勧告することができるように対応すべきではないか。

○ 書面の交付等に係る規定の整備

現行の下請法においては、親事業者が下請事業者に対し製造委託等をした場合、親事業者は、直ちに、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項（以下「必要的記載事項」という。）を記載した書面（以下「3条書面」という。）を下請事業者に交付しなければならないが、下請事業者に対して事前の承諾を得たときに限り、3条書面の交付に代えて、電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。（下請法第3条第2項）

下請事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるように対応すべきではないか。

○ デジタル通貨での支払に係る整理

現行の下請法においては、下請代金の支払は現金によることを原則としつつも、約束手形、電子記録債権及び一括決済方式による支払が認められている。

他方、近年普及が進んでいるデジタル通貨による下請代金の支払の取扱いについては整理がされていない。

下請法において、デジタル通貨での支払を認めるかどうかについて検討すべきではないか。

○ 取引の適正化に向けたルールの整備

取引の適正化を更に進めていく上で、執行強化のために公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携のほか、業界ごとの自主的な取引適正化の促進も重要である。

事業所管省庁によるガイドラインやそれに沿った業界団体による自主行動計画等の取組を促進し、これらを更に実効性のあるものとするために、必要な取組はあるか（例：公正競争規約）。

公正競争規約は、景品表示法第36条の規定により、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールである。

公正競争規約で定めることのできる内容は、表示又は景品類に関する事項に限られるが、このほか、規約を運用するために必要な組織や手続に関する規定を定めることもできる。

※ 公正競争規約は、令和6年7月現在、103件（表示に関するものは66件、景品類の提供に関するものは37件）存在する。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

（協定又は規約）

第36条 事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～5 （略）

<公正競争規約の効果>

1 社会的信頼の向上

- 公正取引委員会及び消費者庁長官が当該業界における公正な競争の確保のために適切なものであると認定した公正競争規約に参加し、そのルールを守ることにより、その事業者に対する消費者の信頼を高め、ひいては業界全体に対する消費者の信頼を高める。

2 コンプライアンスの強化

- 規約の参加事業者は、規約の内容を遵守している限り、景品表示法や関係法令上問題とされることがないため、安心して販売活動を行うことができる。

3 自主的ルールの運用

- 当該業界における適正な表示や景品類についてのルールの在り方とは何かを、会員と共に絶えず検討し、自ら作り上げていくことができる。

4 規約に基づく行為の独占禁止法の適用除外

- 公正競争規約は公正取引委員会及び消費者庁長官が認定したものであることから、公正競争規約及びこれに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、独占禁止法の手続規定は適用されない（景品表示法第36条第5項）。